

1 健康な市民生活が営める安全なまちに向けて

■大気

大気質

- 計画目標**
- ・環境基準、環境目標値に適合していること
 - ・窒素酸化物及び粒子状物質の排出が抑制されていること
 - ・有害大気汚染物質の排出が抑制されていること

現 状

■ 指標：環境基準、環境目標値の達成率（達成率100%を目指す。）

市では、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、硫黄酸化物等の大気汚染の状況を把握するため、一般局9局と自排局9局で常時監視を行っています。

大気の汚染に係る環境基準等の評価には、1年間を通じて得られた1日平均値により評価を行う「長期的評価」と測定を行った日についての1時間値の1日平均値や1時間値により評価を行う「短期的評価」があります。

次に掲げる物質のうち、二酸化窒素は長期的評価により、光化学オキシダントは短期的評価により、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素は長期的評価及び短期的評価により、環境基準等の評価を行っています。なお、有害大気汚染物質については、年平均値により評価を行っています。

2003年度の環境基準、環境目標値等の適合状況は次のとおりです。

● 二酸化窒素

二酸化窒素は、一般局9局と自排局9局の計18局で測定しています。

一般局では全9局（達成率：100%）で、自排局では5局（達成率：56%）で環境基準を達成しました。なお、環境基本条例に定める環境目標値については、すべての測定局で達成していません。

● 浮遊粒子状物質

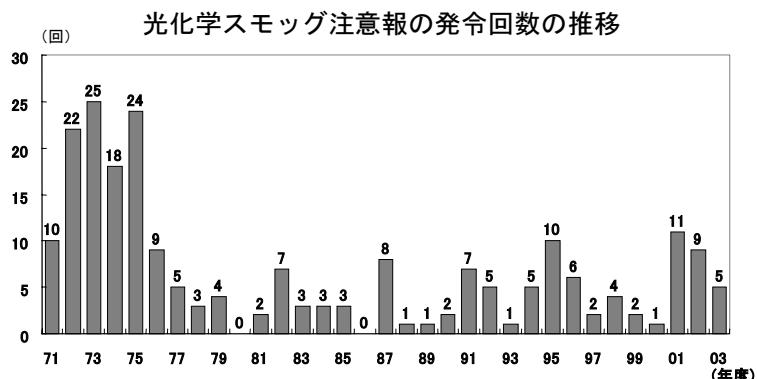
浮遊粒子状物質は、一般局9局と自排局9局の計18局で測定しています。

一般局と自排局で各1局（達成率：11%）、計2局で環境基準（長期的評価）を達成しました。しかし、その他の一般局8局と自排局8局では、日平均値が $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ を超える日が2日以上連続したため、環境基準（長期的評価）を達成していません。なお、遠藤町自排局は、2日以上連続に加え、日平均値の2%除外値も環境基準値の $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ を超過したため、環境基準（長期的評価）を達成していません。

一方、環境基準の短期的評価についてはすべての測定局で達成していません。また、環境目標値は、すべての測定局で達成していません。

● 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、一般局9局で測定しています。環境基準は、全局で達成していません。9局の昼間（5時～20時）の年平均値は、0.025ppmで、前年度と比べ0.001ppm増加しました。



光化学オキシダント

大気中の炭化水素や窒素酸化物が太陽等の紫外線を吸収し、光化学反応で生成された酸化性物質の総称。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物等植物へも影響を与える。光化学オキシダントに起因するスモッグを光化学スモッグという。大気の汚染に係る環境基準が設けられている。

光化学スモッグ注意報は、8月～9月にかけて5回発令され、10名の健康被害届出がありました。

● 二酸化硫黄

二酸化硫黄は、一般局9局で測定しています。環境濃度は、ここ十数年、低濃度で推移し、一般継続9局の年平均値は0.006ppmで、前年度と同じ濃度でした。環境基準及び環境目標値の長期的評価については、全9局で達成しました。一方、短期的評価については、高津測定局で4月に三宅島・雄山の噴煙の影響により1時間値が0.1ppmを越えたために達成できませんでしたが、他の8測定局では達成しました。

● 一酸化炭素

一酸化炭素は、一般局1局と自排局4局で測定しています。いずれの測定局もここ十数年、低濃度で推移しています。環境基準は、長期的評価及び短期的評価とともにすべての測定局で達成しました。

● 有害大気汚染物質

大気汚染防止法の改正に伴い、1997年度から有害大気汚染物質モニタリング調査を実施しています。調査は市内4か所で毎月1回測定することによって行っています。

2003年度は19物質について4地点で調査を行いました。そのうち環境基準が定められているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの4物質については、全ての地点で環境基準を達成しました。

有害大気汚染物質モニタリング調査

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

測定物質	年平均値				環境基準
	池上測定局	大師測定局	中原測定局	多摩測定局	
ベンゼン	2.3	1.8	1.6	1.6	3
トリクロロエチレン	1.2	1.4	1.4	1.2	200
テトラクロロエチレン	0.48	0.57	1.1	0.70	200
ジクロロメタン	2.1	2.1	2.8	2.6	150

■ 指標：窒素酸化物排出総量・粒子状物質排出総量

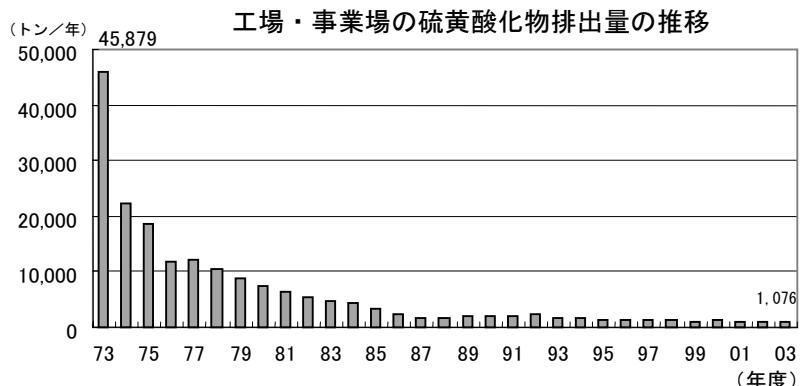
窒素酸化物及び粒子状物質の排出総量は、「第2章 重点分野」の中の「大気汚染の低減」に掲載しました。

■ 指標：大気汚染物質の排出総量（2000年現在の排出量より削減することを目指す。）

硫黄酸化物と有害大気汚染物質の排出総量は、次のとおりです。

● 硫黄酸化物

2003年度における工場・事業場からの年間の硫黄酸化物排出量は、1,076トンで2000年排出量と比べると約24.8%減少しました。



硫黄酸化物(SOx)

硫黄の酸化物の総称でSOxと略称される。二酸化硫黄(SO_2)の他、三酸化硫黄(SO_3)、硫酸ミスト等が含まれる。主に石油、石炭等の化石燃料に含まれる硫黄(S)分が燃焼することによって生成され、排出ガス中に含まれ、大気汚染の原因となる。

● 有害大気汚染物質

PRTR法に基づく届出により把握した工場・事業場からの有害大気汚染物質（上記4物質）の、2002年度の大気環境への排出量は右表のとおりです。

有害大気汚染物質のPRTR法の届出排出量

物質名	大気環境への排出量 (kg/年)
ベンゼン	41,625 (43,880)
トリクロロエチレン	10,010 (11,110)
テトラクロロエチレン	30 (300)
ジクロロメタン	45,700 (44,900)

※()内は2001年度実績

悪臭

悪臭防止法では、アンモニア、硫化水素等 22 物質を特定悪臭物質と定め、規制している。市条例では悪臭防止の指導を行っている。また、多種のにおいの複合臭に対応するため、市の指針で人の嗅覚を用いた嗅覚測定法による指針値を定め、事業者に対し、環境への負荷を低減するよう協力を依頼している。

悪 臭

計画目標 ・ 悪臭物質の排出が抑制されていること

現 状

■ 指標：悪臭の苦情件数、解決件数（悪臭苦情の低減及び解決を目指す。）

2003 年度の市内の悪臭苦情の発生件数は 53 件で、2002 年度と比較して 39% 増加しました。

主な苦情発生源は、建設作業現場の防水工事、飲食店や屋外燃焼行為に伴うものでした。また、臨海部の発生源近傍及び発生源に近い住居地域で測定したメチルメルカプタン等の硫黄化合物（4 物質）及びトルエン、キシレン、スチレン、酢酸メチル、メチルイソブチルケトンの環境濃度は、硫化水素が若干検出されましたが、その他の物質は人が感知できるにおい以下でした。

年度別悪臭苦情発生件数

(単位：件)

年 度	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
発生件数	63	41	37	33	64	40	54	62	38	53

主な施策の概要

具体的施策名	2003（平成 15）年度実績	2004（平成 16）年度計画等
--------	-----------------	------------------

I -1-1 自動車公害の防止

I -1-1-1 自動車公害対策の強化

条例によるディーゼル車運行規制の取組の推進 【環：交通環境対策課】	<input type="checkbox"/> ディーゼル車運行規制に係る検査数 ・路上検査：5 か所、287 台 ・拠点検査：40 か所、640 台 ・事業所検査：115 か所、5,161 台	・路上・拠点・事業所検査の実施
条例によるディーゼル車運行規制の周知及び取締状況の報告 【環：交通環境対策課】	<input type="checkbox"/> 情報提供数 規制内容紹介のリーフレット類の配布、市政だよりや環境情報への記事掲載、関連事業者への訪問等	<input type="checkbox"/> 予定 市政だよりや環境情報へ取締状況等の記事を掲載
公用車への八都県市指定低公害車の導入の推進 【環：交通環境対策課 消：企画担当】	<input type="checkbox"/> 公用車への導入台数：456 台 (2004 年 3 月末現在) ・CNG 車：ごみ収集車：3 台 市営バス：1 台 ・消防車：5 台（累計：17 台）など	<input type="checkbox"/> 公用車への導入予定数 ・CNG 車：2 台（市営バス） ・超低公害ディーゼル車：7 台 (ごみ収集車) ・消防車：4 台 など
事業者、市民への八都県市指定低公害車の普及及び最新規制適合車への代替の促進 【環：交通環境対策課】	<input type="checkbox"/> 指定低公害車市内登録数（八都県市調べ）：101,000 台（2003 年 3 月末現在） <input type="checkbox"/> 最新規制適合車への代替の促進 ・融資台数：累計 338 台（+204 台） ・補助台数（CNG 車）：18 台	・八都県市指定低公害車導入補助
使用過程ディーゼル車へのクリーン軽油の普及 【環：交通環境対策課、 消：企画担当】	<input type="checkbox"/> クリーン軽油使用台数及び使用率 ・市営バス：322 台（+5 台） ・ごみ収集車：321 台（+87 台） ・消防車：38 台（計 112 台、使用率 34%）	<input type="checkbox"/> クリーン軽油使用予定 ・9 月末を目途にディーゼル車緊急対策としてのクリーン軽油導入を終了
公用車への粒子状物質減少装置装着の推進 【環：交通環境対策課】	<input type="checkbox"/> 粒子状物質減少装置装着台数 (2004 年 3 月末現在) ・DPF 装着：計 296 台（+22 台） ・酸化触媒装着：129 台（+10 台）	<input type="checkbox"/> 公用車への導入予定数 ・酸化触媒を約 80 台程度へ装着予定
事業者、市民への粒子状物質減少装置装着の推進 【環：交通環境対策課】	<input type="checkbox"/> 粒子状物質減少装置補助交付件数 ・DPF 装着：累計 1,777 台（+1,505 台） ・酸化触媒装着：累計 2,879 台（+2,581 台）	<input type="checkbox"/> 粒子状物質減少装置補助予定件数 ・酸化触媒装着：約 1,900 台

**土壤浄化システム
(大気環境改善
新型土壤浄化モデル)**

土壤をフィルターにして空気を浄化する装置で、自動車排出ガスによって汚染された空気を道路端から吸い込み、オゾンを加えて上下に分かれた土壤層を通して、NO₂等を土壤に吸着させ、土壤に生息する微生物により分解・浄化し、きれいになった空気を大気に放出するシステム。1999年度に産業道路沿道の池上新田公園に設置した。

具体的施策名	2003（平成15）年度実績	2004（平成16）年度計画等
I-1-1-2 自動車交通への新しい取組によるまちづくり		
交通需要管理区域の指定及び交通需要管理計画の策定と推進 【環：交通環境対策課】	□交通需要管理計画の策定と実施状況 ・モデル地区を設定し、地域の交通特性を配慮した施策の検討	・モデル地区における交通需要管理施策の実施案の検討 ・モデル地区の交通特性の把握とその対応策の深化
違法駐車等の防止に関する条例に基づく違法駐車対策の推進 【市：地域生活課】	□違法駐車対策の状況 ・交通誘導員の助言・啓発活動 週2回、13時～19時、14名体制 ・広報活動 ポスター、横断幕、表示板等の掲出、啓発物の配布、広報車による啓発 ・違法駐車追放強化月間（10月）のキャンペーンの実施 他	引き続き実施 ・交通誘導員：15名体制
交差点改良事業の推進 【建：維持課】	□交差点改良件数 ・交差点改良・歩道改良：2か所 (鶴見溝ノ口線他)	□交差点改良予定件数 ・交差点改良：3か所 (東京大師横浜線他)
民間駐車場の整備 【ま：交通計画課】	・建築物における駐車施設の附置等に関する条例による附置義務駐車場の整備を指導、 ・要綱による駐車場整備を指導	同左
公共交通機関の利用促進 【交：経営企画課】	市バス埠頭線・東扇島循環線で行ったPTPS 実証実験の効果測定により、2003年8月から川O5系統で特急バスを本格実施	引き続きPTPSを利用して、公共交通機関の利用促進を図る
公共交通優先システムの導入 【環：交通環境対策課】	□導入に向けた検討状況 ・実験結果の検証、関係機関との調整を図り、 早期の特急バス本格運行に向けて検討。 2003年8月から本格運行。 ・TDM実証実験（国土交通省の補助事業）のまとめ	□予定 引き続き実施
環境情報システムと交通情報の相互提供システムの導入 【環：交通環境対策課】	□運用状況 市内幹線等36地点交通情報と市内18地点の環境情報を県警察と相互提供	□予定 相互提供データの精度を向上させるとともに有効活用に向けた取組を図る
京急大師線連続立体交差事業の推進 【建：立体交差課】	・建物等物件調査等の実施	・支障物件の移設補償等の実施
道路改良事業の推進 【建：道路課】	・川崎府中線、町田調布線、横浜生田線、上麻生蓮光寺線等の整備（道路拡幅等）	□計画 ・川崎府中線、町田調布線、横浜生田線、上麻生蓮光寺線等の整備（道路拡幅等）
多摩川にかかる3橋の整備 【建：道路課】	・大師橋の整備： 旧橋下部撤去、新橋下部工、鋼斜張橋、箱桁橋部製作	□計画 ・大師橋の整備 新橋下部工、鋼斜張橋、箱桁橋部架設
都市計画道路の整備 【建：街路課】	・尻手黒川線、東京丸子横浜線、世田谷町田線等の整備： 計画延長307,040m、 整備済み181,730m 整備率59%	□計画 ・尻手黒川線、東京丸子横浜線、 世田谷町田線等の整備
川崎縦貫道路の建設促進 【建：広域幹線道路整備室】	・Ⅰ期区間 浮島町～殿町：供用済 殿町～国道15号：工事継続 ・Ⅱ期区間（国道15号～東名高速道路） ：調査	□計画 ・Ⅰ期区間：工事継続 ・Ⅱ期区間：調査
高濃度地区を対象とした調査・研究の推進等 【環：交通環境対策課、公害研究所】	□土壤浄化システム稼動状況： 280日稼動（-33日） ・地域密着型調査・研究の実施	□予定：通年稼動 (土日、祝日等を除く。) ・拡散モデルの検証等

具体的施策名	2003（平成15）年度実績	2004（平成16）年度計画等
バス路線等の公共交通網の整備 ・拡充 【交：経営企画課】	<p>□バス車両導入台数 ・バス車両の整備（車両更新 20 台） ノンステップバス：20 台（うち低公害型 20 台） (合計)在籍車両数：353 台 ・ノンステップバス：47 台 (うち低公害型 47 台) ・ワンステップバス：142 台 (うち低公害型 31 台) ・高速バス：3 台 ・リフト付バス：1 台</p> <p>□粒子状物質減少装置の整備 ・DPF、酸化触媒の装着：32 台 (計 165 台)</p> <p>□バス停留所上屋整備箇所数、照明付バス停留所標識の整備箇所数 ・バス停留所上屋の整備：10 か所 (計 247 か所) ・照明付バス停留所標識の整備：10 基 (計 336 基)</p> <p>□バス利用者数：3,527 万人</p>	<p>□バス車両導入計画 ・ノンステップバス：30 台 (うち低公害型 30 台)</p> <p>□粒子状物質減少装置の整備 ・DPF、酸化触媒の装着：73 台</p> <p>□バス停留所上屋及び照明付バス停留所標識の整備計画 ・バス停留所上屋整備箇所数：10 か所 ・照明付バス停留所標識の整備箇所数：10 基</p>

I-1-1-3 自動車交通への依存を抑制したライフスタイルの形成

バス交通の定時運行の確保 【交：経営企画課】	<ul style="list-style-type: none"> ・バス専用レーン、バス優先レーンの整備 拡充 <p>□バス専用レーン延長： 5,360m (±0) □バス優先レーン延長： 22,120m (±0) □バス専用道： 100m (±0)</p>	バス専用レーン等の整備拡充については、路線バスの定時運行の確保により、マイカー利用からの転換が図られ、道路渋滞の緩和と沿道環境の改善に大変有効な施策であることから、今年度も関係機関に走行環境改善を要望する。
コミュニティバス等の導入に向けた検討 【ま：交通計画課】	○実験	○運行実験の分析、解析 コミュニティ交通について調査、検討
鉄道交通機関の利便性の向上による交通手段の転換の推進 【ま：交通計画課】	<ul style="list-style-type: none"> ・小田急線の複々線化：暫定 3 線化工事継続 ・田園都市線の複々線化：工事継続 ・東横線の複々線化：工事継続 ・東海道貨物支線旅客線化及び川崎アプローチ線：調査検討 ・羽田アクセス推進事業：京急蒲田駅総合改善事業への補助 	同左：引き続き実施
バス1日乗車券の利用促進 【交：経営企画課】	<p>□エコロジー乗車券等の発売数 ・1 日乗車券 (エコロジー乗車券) 発売：29.5 万枚 ・家族 1 日乗車券の発売：2.3 万枚 ・環境定期券の継続</p>	・エコロジー乗車券等の利用促進の喚起
自転車道の整備 【建：計画調整担当】	<p>□自転車道路線数 — □自転車道総延長 —</p>	<p>□自転車道路線数（予定） — □自転車道総延長（予定） —</p>
駐輪場の整備の推進 【建：自転車対策室】	<p>□駐輪場設置箇所数（収容台数） ・駐輪場等の設置：7 か所 (全市 128 か所、約 44,037 台分 (民間駐輪場を除く。))</p>	<p>□計画 ・駐輪場等の設置：6 か所</p>
自動車対策（ノーカーデー等）の実施、普及・啓発の推進 【環：交通環境対策課】 【市：地域生活課】	<p>□広報や市HP等を利用した普及・啓発の取組状況 ・ノーカーデーの継続実施 (毎月 1 日に公用車を使用抑制) ・ノーカーデーについての広報活動を継続実施 ・自動車対策講演会「自動車と地球温暖化」開催 ・次世代低公害車の燃料電池普及啓発プログラム実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急車両の使用抑制についての広報活動を継続実施 エコドライブキャンペーン エコドライブコンテスト、アイドリングストップキャンペーンの実施

エコロジー 乗車券

公共交通の利用を促進し、自動車使用の抑制を目指す利用日を限定したバスの1日乗車券。冬季の自動車交通量対策の一つとして 1993 年度から実施している。

具体的施策名	2003（平成15）年度実績	2004（平成16）年度計画等
I-1-2 固定発生源対策等の推進		
I-1-2-1 工場、事業場等の監視、指導の強化		
大気汚染防止法、市条例に基づく監視、指導の強化 【環：環境対策課／公害監視センター】	<input type="checkbox"/> 立入調査件数（法・条例）：法30件、 条例31件 <input type="checkbox"/> 届出審査件数（法）： 口ばい煙発生施設設置事業場数（法）： 570件	<input type="checkbox"/> 立入予定件数：21件
排出基準等の監視、指導 【環：環境対策課】	<input type="checkbox"/> 指導件数：1件鶴見溝ノ口線他	
テレメータによる発生源常時監視の継続 【環：環境対策課】	<input type="checkbox"/> 対象事業場数：25事業場	<input type="checkbox"/> 対象事業場数：25事業場
I-1-2-2 大気汚染物質排出総量の削減指導の強化		
窒素酸化物総量規制による排出量削減指導の強化 【環：環境対策課】	<input type="checkbox"/> 窒素酸化物排出量：10,672トン／年	
包括的総量削減対策（バスケット方式）に基づくPM削減対策の推進 【環：環境対策課】	<input type="checkbox"/> 粒子状物質排出量：2,100トン／年	
有害大気汚染物質の排出抑制 【環：化学物質対策課】	<input type="checkbox"/> 指導件数：3件（-1件）	<input type="checkbox"/> 立入予定件数：8件
I-1-2-3 その他発生源対策の推進		
窒素酸化物対策として小規模燃焼施設への低NOx燃焼機器の導入の促進 【環：環境対策課】	<input type="checkbox"/> 導入件数 ・アンケート調査機器数：322基 ・低NOx燃焼機器：250基 <input type="checkbox"/> アンケート調査 ・アンケート調査事業場数：365事業場 ・アンケート調査機器数：1,201件	<input type="checkbox"/> 計画 ・低NOx燃焼機器導入数算出
公共施設における地域冷暖房システム、コ・ジェネレーションの導入の促進 【ま：施設計画課】	<input type="checkbox"/> 導入件数 ・地域冷暖房システム ・コ・ジェネレーションシステム：計3件（±0件）	<input type="checkbox"/> 導入予定件数 ・コ・ジェネレーションシステム：北部医療施設（2005年度完成予定）
SPM対策として炭化水素等の実態把握等 【環：環境対策課】	<input type="checkbox"/> 調査事業所数： ・立入件数：3事業所 ・アンケート調査：178事業所 <input type="checkbox"/> 検体数：30検体	<input type="checkbox"/> 調査予定事業所数 ・立入件数：3件 <input type="checkbox"/> 調査予定検体数：42検体
小規模焼却炉を有する事業所への指導の充実 【環：環境対策課】	<input type="checkbox"/> 指導件数：1件（-4件）	<input type="checkbox"/> 指導予定件数
船舶からのばい煙対策の推進 【環：環境対策課】	<input type="checkbox"/> 使用燃料の実態調査の件数：10件	<input type="checkbox"/> 使用燃料の実態調査の予定件数： 15件
公害防止資金融資要綱の有効活用による公害防止対策の推進 【環：企画指導課】	<input type="checkbox"/> 補助、支援件数 <input type="checkbox"/> 融資実績： 2件（±0件）、36,000千円（+25,200千円） 融資残額： 6件（+2件）、48,273千円（+30,859千円） <input type="checkbox"/> 利子補給： 5件（±0件）、 254千円（-58千円）	<input type="checkbox"/> 予定 ・融資枠：200,000千円 ・利子補給：6件、582千円
I-1-3 広域的対策等の推進		
I-1-3-1 広域的対応		
一都三県ディーゼル車規制に向けて八都県市ディーゼル車対策推進本部設置による対策の推進 【環：交通環境対策課】	<input type="checkbox"/> 実施状況 八都県市首脳会議として全国に向け首都圏のディーゼル車規制の周知のため、ラジオ広告、横断幕、リーフレット、ポスター等で広報を実施し周知を図る。	
大気汚染対策に関する共同調査研究の実施等の推進 【環：公害研究所／交通環境対策課】	<input type="checkbox"/> 実施状況 地域密着型研究として「ディーゼル車排ガス等による局地汚染対策研究事業」の実施	<input type="checkbox"/> 予定 ・2003年の調査結果を環境・公害研究合同発表会、学会等で発表

総量規制

一定地域内の汚染（汚濁）物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場・事業場ごとに汚染（汚濁）物質の許容排出量を割り当てる規制手法。

具体的施策名	2003（平成15）年度実績	2004（平成16）年度計画等
I-1-3-2 環境の監視の充実		
環境の常時監視装置の更新の推進 【環：公害監視センター】	<ul style="list-style-type: none"> ・窒素酸化物自動測定記録計 更新 1 台 ・酸性雨自動測定装置 新設 1 台 ・気象観測装置 更新 2 台 (合計) <p>○大気環境の常時監視（18 局） ・一般環境大気測定局 9 局 ・自動車排出ガス測定局 9 局</p> <p>○発生源大気自動監視システムによる大工場の排出量を監視(硫黄酸化物 14 工場、窒素酸化物 25 工場)</p>	<ul style="list-style-type: none"> □新設、更新の予定数 ・硫黄酸化物粉じん測定記録計 更新 1 台 ・浮遊粒子状物質自動測定記録計 更新 1 台
有害大気汚染物質の環境モニタリングの充実 【環：化学物質対策課／公害研究所】	<ul style="list-style-type: none"> □対象地点数：4 地点 □調査実施回数：12 回／年 	<ul style="list-style-type: none"> □対象予定数：4 地点 □調査実施回数：12 回／年
自動監視システムデータの分析の迅速化 【環：環境対策課／公害監視センター】	<ul style="list-style-type: none"> □分析状況 データ公表に併せて、データ解析を実施 	<ul style="list-style-type: none"> □予定 データ公表に併せて、データ解析を実施する。
I-1-3-3 公害健康被害対策の充実		
補償給付、公害保健福祉施策の実施 【健：環境保健課】	<ul style="list-style-type: none"> □補償給付件数：67,908 件（-2,218 件） 	<ul style="list-style-type: none"> ・被認定者数：1,967 人（-56 人）
健康被害予防事業の実施 【健：環境保健課】	<ul style="list-style-type: none"> ・健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業の継続実施 ・受診・参加者数：912 人（+127 人） 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業の継続実施 ・受診・計画者数：1,389 人（+176 人）
小児ぜん息、成人呼吸器疾患患者に対する医療費補助制度の運営 【健：福祉医療課、環境保健課】	<ul style="list-style-type: none"> □小児ぜん息対象者数：6,457 人（+397 人） 川崎区：653 人、幸区：485 人、中原区：688 人、高津区：950 人、宮前区：1,349 人、多摩区：1,575 人、麻生区：757 人 □小児ぜん息支給件数：66,487 件（+4,396 件） □成人呼吸器疾患受給者数：773 人（+139 人） 川崎区：458 人、幸区：248 人、中原区：23 人、高津区：17 人、宮前区：14 人、多摩区：5 人、麻生区：8 人 □成人呼吸器疾患支給件数：10,400 件（+2,232 件） 	<ul style="list-style-type: none"> □小児ぜん息対象者数：6,305 人 □成人呼吸器疾患受給者計画数：672 人（+110 人）
公害防止及び公害の健康影響に関する調査研究の実施 【健：環境保健課】	<ul style="list-style-type: none"> ・疫学調査件数：3,792 件 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合解析
I-1-4 悪臭の防止		
I-1-4-1 発生源に対する指導、監視の強化		
悪臭防止法及び市条例に基づく、特定悪臭物質等の監視、指導 【環：環境対策課】	<ul style="list-style-type: none"> □指導件数 ・法（特定悪臭物質）に基づく測定： 4 事業所、6 検体 基準超過（指導件数）：0 件（±0 件） ・嗅覚測定法による測定： 24 事業所、46 検体 指針値超過：8 事業所、9 件 	<ul style="list-style-type: none"> □測定予定件数 ・特定悪臭物質：10 検体 ・嗅覚測定：24 検体
特定悪臭物質の環境測定による大気環境中の悪臭物質の状況把握 【環：環境対策課】	<ul style="list-style-type: none"> □特定悪臭物質の測定件数： ・3 か所 4 成分（硫黄化合物）：12 検体 ・4 か所 5 成分（トルコ、キレツ等）：10 検体 	<ul style="list-style-type: none"> □調査予定件数： ・3 か所 4 成分
公害防止資金融資要綱の有効活用による公害防止対策の推進 【環：企画指導課】	<ul style="list-style-type: none"> 【I-1-2-3 施策参照】 	<ul style="list-style-type: none"> 【I-1-2-3 施策参照】

具体的施策名	2003（平成15）年度実績	2004（平成16）年度計画等
--------	----------------	-----------------

I-1-4-2 広域的悪臭対策の推進

広域的な悪臭防止に関する事業所への管理徹底 【環：環境対策課】	□定期保全修理計画書の事前届出件数： 26事業所 (定期保全修理実施計画提出要請件数： 30事業所) □夜間パトロール：年11回実施	□定期保全修理実施計画提出要請件数：28事業所 □環境パトロール予定期数：年3回
------------------------------------	--	---

I-1-4-3 快適なにおい環境づくりの推進

におい環境に関する調査・検討 【環：環境対策課】	・市内の業種別臭気指数の実態調査 ・規制手法の検討	・市内の業種別臭気指数の実態調査 ・規制手法の検討
-----------------------------	------------------------------	------------------------------

■水

水質

- 計画目標** **・環境基準、環境目標値に適合していること**
・河川・海域の底質が有害な化学物質で汚染されていないこと

現状

■ 指標：環境基準、環境目標値達成率（達成率100%を目指す。）

本市では、市内の公共用水域（多摩川水系、鶴見川水系及び港湾）の水質状況について、1971年から毎年調査を実施しています。

また、1993年4月川崎市河川水質管理計画（以下「河川水質管理計画」）を策定し、BOD（生物化学的酸素要求量）、COD（化学的酸素要求量）及び生物の生息状況について、環境目標を設定しています。なお、2003年10月に神奈川県知事が多摩川水系の市内河川（三沢川、ニヶ領用水及び平瀬川）に環境基本法第16条第2項に基づく水域類型を指定したことから、2004年3月に環境目標の一部見直しを行っています。

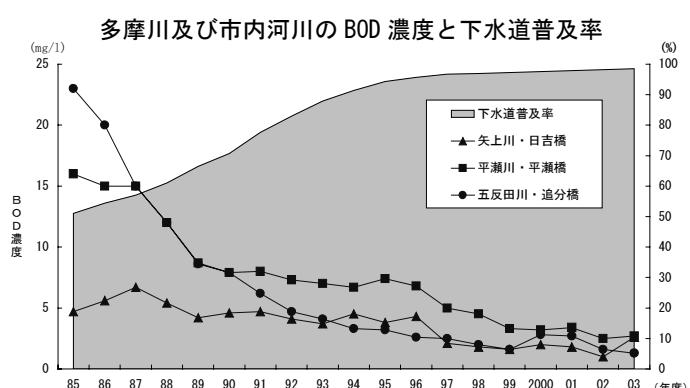
● 河川の水質

市内河川の水質は、ここ数年、工場等への規制強化及び下水道整備の進展等により改善傾向にあり、健康項目は、全ての地点で環境基準を達成しています。

生活環境項目については、水域類型が設定されている3河川のうち2河川でBODの環境基準値を達成していました。

多摩川本川については、中・下流部の7地点のBODの年平均値は1.2～2.7mg/L（2002年は1.0～2.4mg/L）で、経年的には減少傾向にあります。

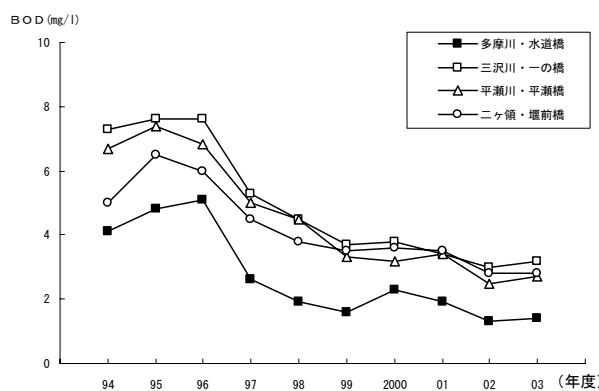
**（川崎市）
河川水質管理計画**
河川の水質浄化を
計画的に進めため、1993年に策定。
市内河川に環境目標
を設定し、水質浄化
対策、流量対策等を
総合的に推進してい
る。



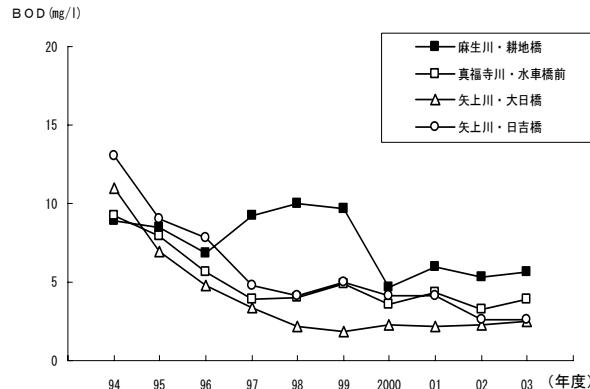
公共用水域
水質汚濁防止法では、「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他の公共の用に供される水路をいう。」と定められている。

鶴見川本川については、上流から下流にかけての4地点のBOD年平均値は1.9~8.6 mg/L(2002年は1.4~8.6 mg/L)で、経年的にはほぼ横ばいで推移しています。

多摩川水系のBOD経年変化(年度平均値)



鶴見川水系のBOD経年変化(年度平均値)



生物化学的酸素要求量(BOD)

水中の有機物が微生物によって酸化分解される際に消費される酸素の量。河川の有機汚濁を測る代表的な指標で、BODは、Biochemical Oxygen Demandの略号。この値が大きいほど水中に有機物等が多く、汚濁負荷(汚濁の度合い)が大きいことを示している。

化学的酸素要求量(COD)

水中の有機物を酸化剤で酸化した際に消費される酸素の量。湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標で、CODは、Chemical Oxygen Demandの略号。この値が大きいほど水中に有機物等が多く、汚濁負荷(汚濁の度合い)が大きいことを示している。

● 市内河川の河川水質管理計画における環境目標(BOD、COD、生物の生息状況)の達成状況

AA目標水域

(BOD75%値:3 mg/L以下、COD75%値:5 mg/L以下 生物:多様な生物が生息できる水質)

AA目標水域には、五反田川、二ヶ領用水(二ヶ領本川、二ヶ領用水宿河原線及び円筒分水下流)、平瀬川があり、水質の状況は、五反田川でBOD及びCODの環境目標を達成しました。また、平瀬川がBODの環境目標を、二ヶ領本川及び二ヶ領用水宿河原線がCODの環境目標を達成しました。

生物の生息状況は、五反田川でオイカワ、モツゴ、ホトケドジョウ等が、二ヶ領本川でオイカワ、カマツカ、トウヨシノボリ等が、二ヶ領用水宿河原線でオイカワ、マルタウグイ、アブラハヤ等が、二ヶ領用水円筒分水下流でタモロコ、カマツカ、トウヨシノボリ等が確認されました。

「生活環境の保全に関する環境目標」のうちBOD・CODの調査結果

(単位:mg/L)

河川名	地点名	環境目標値	BOD75%値 (平均値)	COD75%値 (平均値)
平瀬川	平瀬橋	AA目標 (BOD3mg/L・ COD5mg/L以下)	2.9 (2.7)	5.2 (4.3)
二ヶ領本川	堰前橋		3.3 (2.8)	4.7 (4.3)
二ヶ領用水宿河原線	出会い橋		4.1 (3.4)	5.0 (4.8)
二ヶ領用水円筒分水下流	今井仲橋		3.4 (2.7)	5.3 (4.6)
五反田川	追分橋		1.5 (1.3)	2.7 (2.4)
三沢川	一の橋	A目標 (BOD5mg/L・ COD5mg/L以下)	3.9 (3.2)	6.2 (5.1)
片平川	片平橋下		1.8 (2.5)	3.7 (5.2)
麻生川	耕地橋		4.9 (5.7)	8.0 (7.0)
真福寺川	水車橋前		4.8 (3.9)	6.0 (5.4)
矢上川	矢上川橋	C目標 (BOD10mg/L・ COD10mg/L以下)	3.0 (2.9)	6.5 (6.2)
有馬川	五月橋		2.2 (2.1)	3.5 (3.3)
渋川	渋川橋		2.3 (2.0)	4.9 (4.7)

(注1) ■ : 環境目標達成

(注2) 矢上川橋は国土交通省による調査結果

A目標水域(BOD及びCOD75%値:5 mg/L以下 生物:多様な生物が生息できる水質)

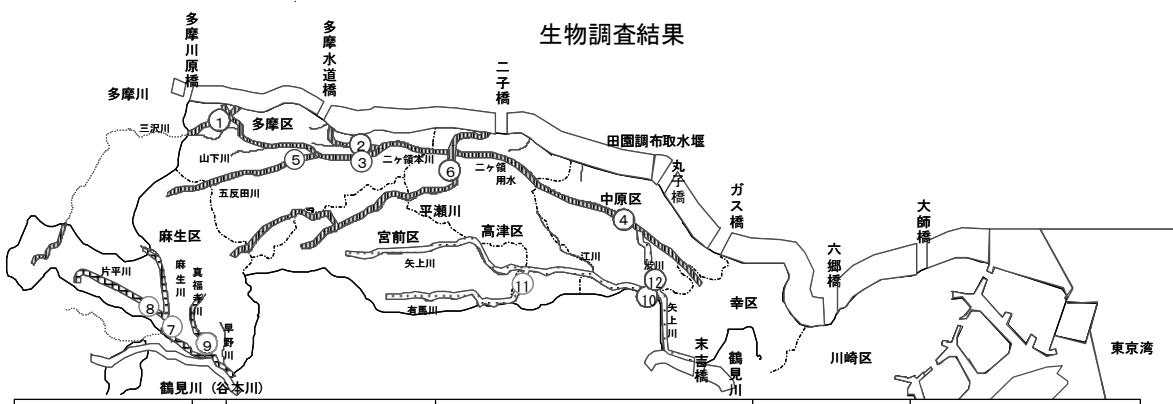
A目標水域には三沢川があり、水質の状況は、BODの環境目標を達成していました。

目標水域（BOD及びCOD75%値：8mg/L以下 生物：ドジヨウ、モコ、コイ、フナ等の魚類が生息できる水質）

B目標水域には、片平川、麻生川、真福寺川があり、水質の状況は、すべての河川でBOD及びCODの環境目標を達成していました。

C目標水域（BOD及びCOD75%値：10mg/L以下 生物：コイ、フナが生息できる不快感のない水質）

C目標水域には、矢上川、有馬川、渋川があり、水質の状況は、すべての河川で、BOD及びCODの環境目標を達成していました。



環境目標(生物)	番号	河川名・調査地点名	生物	多様性指数(())内は前回値) < >内は調査実施年度	水質階級(())内は前回値) < >内は調査実施年度
■■■■■ A 目標 多様な生物が生息できる水質	1	三沢川・下の橋	アユ、オイカワ、ウグイ、マダラ、タケウチ、ヒメウツギ、モコロ、ニゴイ、コイ、ギンブナ、ドジョウ、ヨリ、シマドジョウ、ホタル、カマツ、ナマズ、トヨウノボリ	2.015<2010>(1.916<1998>)	貧農水性～強農水性<2001> (α-中腐水性<1998>)
	2	三沢川最下流河床段落、黒毛馬渓口	オイカワ、マダラ、アユ、ハヤ、矢口、カマツ、スゴモコロ、ニゴイ、コイ、トヨウノボリ	1.813<2003>(2.290<2000>)	貧農水性<2003> (貧農水性～β-中腐水性<2000>)
	3	三沢川本川・ひもず橋	オイカワ、ゼゴ、カマツ、トヨウノボリ、スマチチ、コイ	1.749<2003>(2.242<2000>)	貧農水性<2003>(α-中腐水性<2000>)
	4	三沢川最下流河床段落分水口下流・今井上橋	タキモノ、ゼゴ、カマツ、トヨウノボリ、ギンブナ	2.180<2003>(1.630<2000>)	貧農水性<2003>(α-中腐水性<2000>)
	5	五反田川・大道橋	オイカワ、矢口、モコロ、スゴモコロ、ホテントヨウ、コイ	1.879<2003>(1.531<2000>)	貧農水性<2003>(α-中腐水性<2000>)
	6	平瀬川・正安橋	オイカワ、矢口、コイ、ドジョウ	1.582<2001>(1.953<1998>)	α-中腐水性<2001>(α-中腐水性<1998>)
■■■■■ B 目標 ドジョウ、カマツ、コイ、ナマズ等の魚類が生息できる水質	7	麻生川・耕地橋	コイ、ギンブナ、オイカワ、ドジョウ、モコロ	1.813<2002>(1.734<1999>)	α-中腐水性<2002> (α-中腐水性～強農水性<1999>)
	8	片平川・片平橋下	魚類なし	1.912<2002>(1.793<1999>)	α-中腐水性～強農水性<2002> (α-中腐水性<1999>)
	9	真福寺川・水車橋前	ドジョウ、ウツボノボリ	1.948<2002>(1.891<1999>)	α-中腐水性<2002>(α-中腐水性<1999>)
■■■■■ C 目標 コイ、ナマズが生息でき 不快感のない水質	10	矢上川・日吉橋	タケウチ、オイカワ、ミモザ、コイ、ギンブナ、ドジョウ、ホタル、スマチチ	1.062<2001>(1.007<1998>)	α-中腐水性～強農水性<2001> (強農水性<1998>)
	11	有馬川・住吉橋	ウツボノボリ、スマチチ、ハゼ	2.151<2002>(1.693<1999>)	貧農水性～β-中腐水性<2002> (α-中腐水性<1999>)
	12	波川・八幡橋	タキモノ、モコロ、フナ	2.137<2001>(1.121<1998>)	α-中腐水性<2001>(α-中腐水性<1998>)

は 2003年度調査地点

多樣性指數

水域の汚濁が進むとそこに棲む生物は、汚濁に耐えられる種のみに限られ、種類数は減少する。一方、清澄な水域では、多くの種が生息し、複雑な群集構成を示す。このような現象を利用して底生生物の群集構成の複雑さ（多様性）が、水質の評価指標として用いられている。この数値が大きいほど多様性が高い。

● 海域の水質

▪ 健康項目

海域 13 地点で 24 項目について測定した結果、すべての地点で環境基準を達成していました。

・生活環境項目 (CODによる水質状況)

川崎地先の東京湾においてB類型水域3地点、C類型水域10地点の計13地点で7項目について測定しました。このうち代表的な有機汚濁指標であるCODを年度平均値でみると、沖合部の3地点で2.2～2.3mg/L(2002年2.8～3.5mg/L)、運河部の10地点で2.2～3.4mg/L(2002年2.8～4.5mg/L)で、前年度に比べ低くなっていました。CODの環境基準については、沖合部、運河部のすべての地点で適合していました。

・全窒素及び全燐

全窒素の上層の年度平均値は 1.1~3.9mg/L (2002 年 1.2~4.3mg/L)、全燐の上層の年度平均値は 0.076~0.41mg/L (2002 年 0.089~0.39mg/L) で、扇島沖及び大師運河先で全窒素の暫定目標に、扇島沖、東扇島沖及び東扇島防波堤西で全燐の環境基準にそれぞれ適合していましたが、その他の地点では全窒素及び全燐の環境基準に適合していません。

・ その他の生活環境項目

環境基準の適合率は、水素イオン濃度 89.1%、溶存酸素量 98.3%、n - ヘキサン抽出物質 100%となっていました。

● 地下水質

本市では毎年、水質汚濁防止法に基づく概況調査、定期モニタリング調査を実施しています。2003年度は、95地点において調査を実施しました。その概要は次のとおりでした。

- 揮発性有機化合物（調査項目：トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等10項目、調査地点：91地点）

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン等の揮発性有機化合物のいずれかが51地点で検出され、21地点で環境基準を達成していませんでした。

揮発性有機化合物調査結果

調査物質	地點数		
	調査	検出	環境基準値不適合
トリクロロエチレン	91	39	12
テトラクロロエチレン	91	25	8
1, 1, 1-トリクロロエタン	91	13	1
四塩化炭素	40	0	0
1, 1-ジクロロエチレン	91	5	1
シスー1, 2-ジクロロエチレン	91	19	8
ジクロロメタン	39	0	0
1, 2-ジクロロエタン	40	0	0
1, 1, 2-トリクロロエタン	39	0	0
ベンゼン	39	0	0
調査実数	91	51	21

- 有害物質（調査項目：カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、PCB、セレン、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素、ふつ素、ほう素の11項目、調査地点：46地点）

鉛、ふつ素、ほう素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素のいずれかが検出され、10地点で鉛、ほう素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素のいずれかが環境基準を達成していませんでした。

- 農薬（調査項目：1, 3-ジクロロプロパン、チラム、シマジン、チオベンカルブの4項目、調査地点：39地点）

全ての地点で検出されませんでした。

■ 指標：底質に含まれる汚染物質の量

● 底質

底質中の化学物質については、毎年、本市が環境省から受託する事業（化学物質環境汚染実態調査）の中で、物質を変えて調査しています。2002年度に実施した底質調査では、次表のとおり、5物質群が検出されました。

なお、2003年度の調査結果の報告は、2005年度に行う予定です。

2002年度底質調査結果

(単位: ng/g-dry)

物質名	調査地点	
	多摩川河口	川崎港
メチル-tert-ブチルエーテル	ND	ND
1, 2-ジクロロベンゼン	1.7~17	1.6~3.7
デカブロモジフェニルエーテル (DecaBDE)	29~46	ND~15
ベンゾ[a]ピレン (B(a)P)	50~80	240~360
トリブチルスズ化合物 (TBT)	ND~10	45~110
トリフェニルスズ化合物 (TPT)	ND	1.8~8.1

調査結果は、各調査地点から得られた試料3検体の最小値～最大値を表す。

ND: 検出限界値未満

飲料水

計画目標 ・安心して飲める水が供給されていること

現 状

■ 指標：水道原水に含まれる汚染物質の量（2000年現在より増加させないことを目指す。）

市の水道水の水質は、地下水を水源とする井戸においてアンモニア態窒素の大幅な減少が見られますが、多摩川表流水の影響を受ける井戸においては、硝酸態窒素の増加傾向があります。

また、水源である相模湖・津久井湖においては、富栄養化によりアナベナ等の障害生物によるかび臭等が発生しています。その際には、活性炭処理を実施し、水道水の異臭味障害に対処しています。

水道水源に含まれる汚染物質の量は、水道水質基準に関する項目（50項目）については基準値以内で、ほとんど問題になっておりません。

更に近年、建築物の高層化等に伴い受水槽の設置件数が増加し、その水質管理が課題となっています。水道法の規制を受ける有効容量が10m³を超える簡易専用水道の設置件数は、2003年度末現在で3,665件となっています。一方、水道法で規制されない有効容量が10m³以下の小規模受水槽水道や小規模水道(井戸)の水質管理については、1995年10月に「川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」を施行し、これに基づく監視、指導を行い、衛生確保に努めています。

また、これらの受水槽の管理については、2003年4月に「川崎市水道条例」を一部改正し、受水槽に衛生上支障がある場合は設置者に対し、指導、助言及び勧告を行えるものとし、更に利用者からの求めに応じて水質検査を行うこととし、適正な管理の指導に努めています。

主な施策の概要

具体的施策名	2003（平成15）年度実績	2004（平成16）年度計画等
--------	----------------	-----------------

I-2-1 河川・海域の水質汚濁の防止

I-2-1-1 河川・海域の水質監視の充実

河川・海域の水質の常時監視の実施 【環：環境対策課／公害監視センター】	<input type="checkbox"/> 調査地点数 ・ 定期水質調査：河川28地点、海域13地点 ・ 環境水質測定期局：河川7地点、海域1地点	水質常時監視：同一地点で継続実施
河川水質管理計画に基づく水質保全対策の推進 【環：環境対策課】	<input type="checkbox"/> 「河川水質管理計画」の推進事業 ・ 河川水質管理計画推進委員会による計画の評価、推進の継続 ・ 河川の水質、生物調査 <input type="checkbox"/> 「河川水質管理計画」の見直し ・ 多摩川水系の市内河川に水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する項目）の水域類型が指定されたことに伴う見直し	<input type="checkbox"/> 「河川水質管理計画」の推進事業 継続
川崎港の富栄養化対策としての底質調査の実施 【環：環境対策課】	<input type="checkbox"/> 調査実施状況：2地点(±0地点)	<input type="checkbox"/> 調査予定件数：2地点
未規制発生源の実態把握と指導の強化 【環：環境対策課】	<input type="checkbox"/> 指導件数：—	

I-2-1-2 発生源対策の推進

総量規制対象事業場の汚濁負荷量の監視 【環：環境対策課】	<input type="checkbox"/> 汚濁負荷量報告（COD、N、P）： 70事業場 ・ テレメータによる汚濿負荷量の監視（COD）： 18事業場	<input type="checkbox"/> 継続して実施 ・ テレメータによる汚濿負荷量の監視（COD）：17事業場
水質汚濁防止法及び市条例に基づく届出審査、立入調査等による事業者指導 【環：環境対策課、企画指導課】	<input type="checkbox"/> 立入調査件数(法・条例)：305件（-18件） <input type="checkbox"/> 届出審査件数(法)：152件 <input type="checkbox"/> 特定施設設置事業場数(法)： 1,044事業場（-11）	

具体的施策名	2003（平成15）年度実績	2004（平成16）年度計画等
(下水道終末処理施設) 高度処理 東京湾の富栄養化の原因となっている窒素及び燐は、沈殿法等による一次処理、微生物により有機汚濁物質を酸化分解する活性汚泥法等の二次処理では、十分に除去することができないため、窒素やりんの除去を行なう。二次処理の後に実施する後段処理、また活性汚泥法を改良した嫌気好気法等がある。	下水道終末処理施設における窒素・燐に係る高度処理の導入 【建：計画課】 <ul style="list-style-type: none"> □高度処理能力 <ul style="list-style-type: none"> ・麻生水処理センター高度処理施設（担体利用・嫌気-無酸素-好気法）一部供用（17,200m³/日） ・等々力水処理センター高度処理施設（嫌気・好気法+好気性ろ床法+オゾン処理法）一部建設（15,500m³/日） ・入江崎水処理センター高度処理施設（担体利用・嫌気-無酸素-好気法）一部建設（20,000m³/日） 	□導入計画 <ul style="list-style-type: none"> ・入江崎水処理センター西系更新に伴う高度処理事業の推進
公害防止資金融資要綱の有効活用による公害防止対策の推進 【環：企画指導課】	【I-1-2-3 施策参照】	【I-1-2-3 施策参照】

I-2-1-3 生活排水対策の推進

公共下水道の整備の推進 【建：計画課】	<ul style="list-style-type: none"> ○下水道区域の新たな整備：117ha (管渠の整備) <ul style="list-style-type: none"> ・入江崎総合スラッジセンター建設継続（4/4系列建設） ○下水道計画区域面積 11,280ha ○人口普及率 全市 98.5% (+0.3%) 川崎区 100% (O)、幸区 99.9% (O)、中原区 98.9% (+0.2%)、高津区 97.6% (+0.4%)、宮前区 99.0% (+0.2%)、多摩区 97.4% (+0.8%)、麻生区 96.8% (+1.0%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備目標：2004 年度末 98.8%
公共下水道への接続に向けた指導 【建：普及課】	<ul style="list-style-type: none"> □水洗化率：98.1% 	
合流式下水道の雨天時越流水対策としての雨水貯留管等の整備 【建：計画課】	<ul style="list-style-type: none"> ・渋川雨水貯留管の建設継続 □設置基數 <ul style="list-style-type: none"> 雨水貯留管 6 か所 (貯留能力 105,000m³) (±0 か所) 雨水滞水池 4 か所 (貯留能力 89,280m³) (±0 か所) 	<ul style="list-style-type: none"> □整備計画 渋川雨水貯留管の建設継続
合併処理浄化槽の設置及び維持管理に関する指導 【環：収集計画課】	<ul style="list-style-type: none"> □浄化槽設置基數 <ul style="list-style-type: none"> ・合併処理浄化槽：605 基 (+35 基) ・単独処理浄化槽：7,412 基 (-677 件) ・検査件数：192 件 (-157 件) 	<ul style="list-style-type: none"> □予定 <ul style="list-style-type: none"> ・検査予定期数：430 件
「生活排水対策に関する指針」に基づく指導・助言 【環：環境対策課】		

I-2-1-4 広域的取組の推進

河川流域自治体との連携による水質汚濁防止対策の推進 【環：環境対策課／建：河川課】	<ul style="list-style-type: none"> ・関水対協連合水質事故訓練（稻城市） ・鶴見川流域水マスター プラン作成 ・多摩川水流解明キャラバン 5 地区 	<ul style="list-style-type: none"> ・関水対協連合水質事故訓練（松戸市） ・鶴見川流域水マスター プラン作成 ・多摩川水流解明キャラバン
東京湾岸自治体による東京湾の水質保全対策の推進 【環：環境対策課】	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの開設 ・イベント（川崎市） ・国への要請（5 省庁 13 課室） ・研修会の開催（横浜市） 	<ul style="list-style-type: none"> ・国への要請（6 省庁 14 課室） ・研修会の開催（千葉県） ・シンポジウムの開催（千葉市）
市民と連携した水質保全対策の推進 【環：環境対策課】		

I-2-1-5 水質事故への対応の強化

有害物質や油等の水質事故の未然防止と事故時の対応の強化 【環：環境対策課】	<ul style="list-style-type: none"> □水質事故発生件数：35 件 (+10 件) 	
河川流域の関係自治体、関係機関との連携の強化 【環：環境対策課】		

具体的施策名	2003（平成15）年度実績	2004（平成16）年度計画等
--------	----------------	-----------------

I-2-2 地下水汚染対策の推進

I-2-2-1 地下水汚染の未然防止対策の推進

工場・事業場に対する監視・指導 【環：環境対策課】	□立入調査件数：52件	□立入調査予定数：50件
化学物質の適正管理等に関する指導の強化 【環：環境対策課／化学物質対策課】	□指導件数：34件	□対象事業所数：30件
地下水の保全に関する普及啓発 【環：環境対策課】	□情報提供数	□情報提供予定数 ・リーフレット：2,000部

I-2-2-2 汚染地下水の浄化対策の推進

地下水汚染源調査による汚染源の把握 【環：環境対策課】	□調査件数：2件（-1件） □指導件数：0件（±0件）	□調査予定数：1件
地下水浄化に向けた指導の強化 【環：環境対策課】	□指導件数：2件（±0件）	

I-2-2-3 地下水質の監視の強化

地下水質調査の充実 【環：環境対策課】	□調査件数 ・定期モニタリング調査（年2回） の実施：56件 ・第2次概況調査（通年）の実施：39件 ・追跡調査の実施：2件	□調査予定数：100件
事業者の地下水調査に対する指導・助言の推進 【環：環境対策課】	□指導件数：13件（+1件）	□対象件数

I-2-2-4 総合的な地下水保全対策の推進

地下水保全計画に基づく、関係機関との連携による総合的な地下水保全対策の実施 【環：環境対策課】	□計画の基づく対策の実施状況 概ね計画通り実施	□予定 計画通り
地下水保全計画に係る推進委員会における総合的な施策の推進 【環：環境対策課】	・委員会：1回開催 ・作業部会：1回開催	・委員会：1回 ・作業部会：4回

I-2-3 安全な飲料水の確保

I-2-3-1 相模湖・津久井湖等の水質保全対策の推進

相模湖、津久井湖周辺3町の相模川流域下水道整備への協力 【水：水運用センター】	流域下水道の整備に対する助成率 ・相模湖町：約17.6% ・津久井町 約63.1% ・藤野町 約19.3%	□整備計画に対する助成率 流域下水道の整備 ・相模湖町 約17.9% ・津久井町 約62.9% ・藤野町 約19.2%
相模湖及び津久井湖に係る環境整備事業 【水：水運用センター】	津久井湖 ・植物浄化装置設置 ・水質浄化施設効果検証 (これまでの対策) ・エアレーション装置 (相模湖8基、津久井湖5基) ・表層部流動化装置 (津久井湖4基)	□予定 津久井湖 ・水質浄化施設効果検討・設計等委託
相模貯水池大規模建設改良事業 【水：水運用センター】	・堆砂の浚渫 ・土砂処分地の整備 ・沢井川陸揚施設取付道路建設 ・相模貯水池大規模建設改良事業見直し調査 ・相模貯水池上流部堆積土砂排土計画、調査	□予定 ・堆砂の浚渫 ・土砂処分地の整備 ・相模貯水池鶴島陸揚施設周辺環境対策 ・相模貯水池上流部土砂除去施設調査 ・町道名倉島田線待避所設置

具体的施策名	2003（平成15）年度実績	2004（平成16）年度計画等
相模川・酒匂川水質協議会の運営 【水：水質課】	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬合同調査 ・間欠式空気揚水筒調査に伴う相模湖水質調査 ・ダイオキシン類調査 ・厚生労働省等3省に水質保全に関する要望 ・関係行政機関等への通報協力要請 ・水質事故伝達訓練 ・相水協講演会開催 ・かび臭等についての専門部会への参加 ・神奈川県との業務連絡会 	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬合同調査 ・間欠式空気揚水筒設置による富栄養化対策及び効果判定のための水質調査 ・水道原水のダイオキシン類調査 ・厚生労働省等関係する行政機関に対する水質保全に関する要請 ・警察・消防署・農協等に対する事故時等の通報協力要請 ・水質事故伝達訓練 ・水道に関する講演会の開催 ・かび臭等についての専門部会への参加 ・神奈川県との業務連絡会

I-2-3-2 自己水源（地下水）、小規模水道（井戸）等を含む水質保全対策の推進

自己水源（地下水）の水質監視の実施 【水：水質課】	<ul style="list-style-type: none"> ・水道水源地域の地下水の水質検査：366回／年実施 	<p>本市の独自水源となっている地下水は、硝酸態窒素が増加している。この原因是、水源上流部の下水処理場の処理方式の変更によるものと考えられるが、東京湾の富栄養化防止のため高度処理が逐次導入されている。今後、この脱窒素及び脱リン技術により水質が改善されることが予想されるため、その状況を調査する。</p>
専用水道等の検査指導、水質検査の実施 【健：生活衛生課】	<p>□水質状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査指導：884件（+185件） ・水質検査：43件（-3件） 	<ul style="list-style-type: none"> ・専用水道施設数：38（-1） ・簡易水道施設数：3,623（+116）
小規模受水槽水道検査指導等の実施 【健：生活衛生課】	<p>□水質状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査指導：981件（+387件） ・水質検査：3件（-5件） 	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模受水槽水道：3,893（-181）
飲用井戸等の水質検査の実施 【健：生活衛生課】	<p>□水質状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲用井戸等の水質検査：184件（-140件） うち災害用選定井戸の水質検査：147件（-111件） 	<ul style="list-style-type: none"> ・飲用井戸：34（±0） ・小規模水道：14（±0） ・災害用選定井戸：231（+6）
工場・事業場の監視・指導の実施 【環：環境対策課】	<p>□指導件数：305件（-18件）</p>	<p>□対象事業場数：1,064件</p>
水の適正使用等に向けた各種広報活動の実施 【水：庶務課】	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生社会科副読本「川崎市の水道」の無償配付（対象 小学4年生全員） ・水道週間行事の開催（施設見学会、小中学生作品コンクール、かわさき水道フェア等の実施） ・区民祭等でのPRの実施 ・各種パンフレット・リーフレット、広報紙の作成配布等 ・水道局広報紙「アクアロード」 ・パンフレット ・インターネットホームページ ・リーフレット 	<p>□予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学生社会科副読本「川崎市の水道」の無償配付（対象 小学4年生全員） ・水道週間行事の開催（施設見学会、小中学生作品コンクール、かわさき水道フェア等の実施） ・区民祭等でのPRの実施 ・各種パンフレット・リーフレット、広報誌の作成配布等 ・水道局広報紙「アクアロード」 ・パンフレット ・インターネットホームページ ・リーフレット

■ 土

地形・地質

計画目標 ・ 崖くずれ、土砂流出や水害がなく、安全性が確保されていること

現 状

■ 指標：土砂災害の発生件数（2000年現在より増加させないことを目指す。）

市域では、高度経済成長期を通じて人口や産業が集中し、各地で開発が急速に進行した結果、宅地開発が丘陵部にまで及び、危険な崖の上や下に家屋が建てられたため、コンクリート擁壁が随所にみられます。

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく急傾斜地崩壊危険区域として、神奈川県が事業主体として、高津区、多摩区、麻生区を中心に 77 か所が指定されていますが、このうち、74 か所で工事に着手、3 か所は民間開発で開発済みです。そのうち、68 か所で概ね工事が完了しています。

なお、2003 年度は、土砂災害の発生は 1 件でした。（2000 年度・2001 年度には、各 1 件発生）

土 壤

計画目標 ・ 土壤の環境基準に適合し、小動物や植物が生育できる豊かな土であること

現 状

■ 指標：土壤汚染改善件数（改善件数の向上を目指す。）

市街地における土壤汚染は、2003 年度は 23 件の事例を把握し、1986 年から 2003 年度まで 138 件の事例を把握しています。これらは、地下水汚染の追跡調査にあわせ実施した土壤調査、事業者からの個別相談、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく事業者の報告等により把握したものです。

その内訳を、土壤汚染の原因とされる事業所の業種別にみると、電気機械器具製造業 24 件、電気メッキを除く金属製品製造業 16 件、食料品製造業 16 件、化学工業 8 件、石油製品製造業 7 件、電気メッキ業 7 件、鉄鋼業 6 件、一般機械器具製造業 6 件、非鉄金属製品製造業 5 件、研究機関 4 件、洗濯業 3 件、廃棄物処理業 3 件、輸送用機械器具製造業 3 件、精密機械器具製造業 3 件、その他となっています。

汚染原因物質の主なものとしては、鉛 47 件、砒素 44 件、トリクロロエチレン 35 件、緑水銀 30 件、六価クロム 21 件、テトラクロロエチレン 17 件、シスー 1, 2-ジクロロエチレン 16 件、カドミウム 11 件、シアン 11 件、ふっ素 11 件等となっています。

土壤汚染改善件数は、2003 年度は 24 事例を把握し、1986 年度から 2003 年度までに 118 件の改善事例を把握しています。

地 盤

計画目標 ・ 地下水の汲み上げ等で広域的な地盤沈下が生じないこと

現 状

■ 指標：地盤沈下の沈下量（地盤沈下を年間 20mm 未満に抑える。）

大正末期から市南東部を中心に工場が進出し、地下水の揚水量が急激に増大した結果、地下水位の低下による地盤沈下が進行しました。その後、工業用水道の整備、工業用水法等の規制等によって、1965 年頃から地下水揚水量は激減し、地下水位の上昇とともに地盤沈下は沈静化しています。

急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害から市民の生命、財産を守るために、崩壊防止工事等が進められる区域。「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、県知事が指定する。

● 沈下量

市では、地盤変動を把握するため、精密水準測量による観測を約250か所の水準点で実施するとともに、9か所の観測所で地層収縮量及び地下水位等を常時監視しています。2003年度の最大沈下量は年間1.19cmで、20mm未満でした。

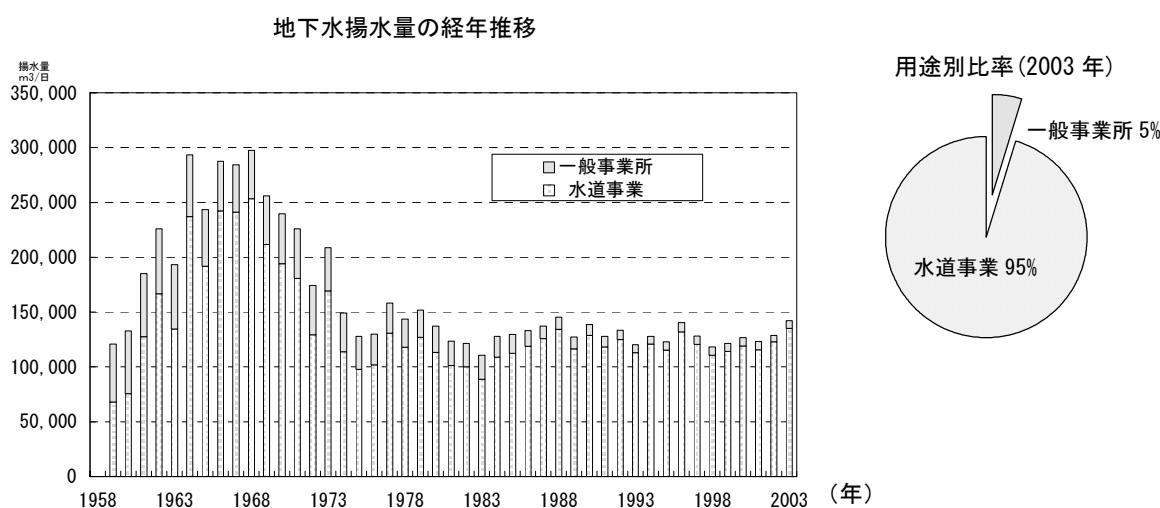
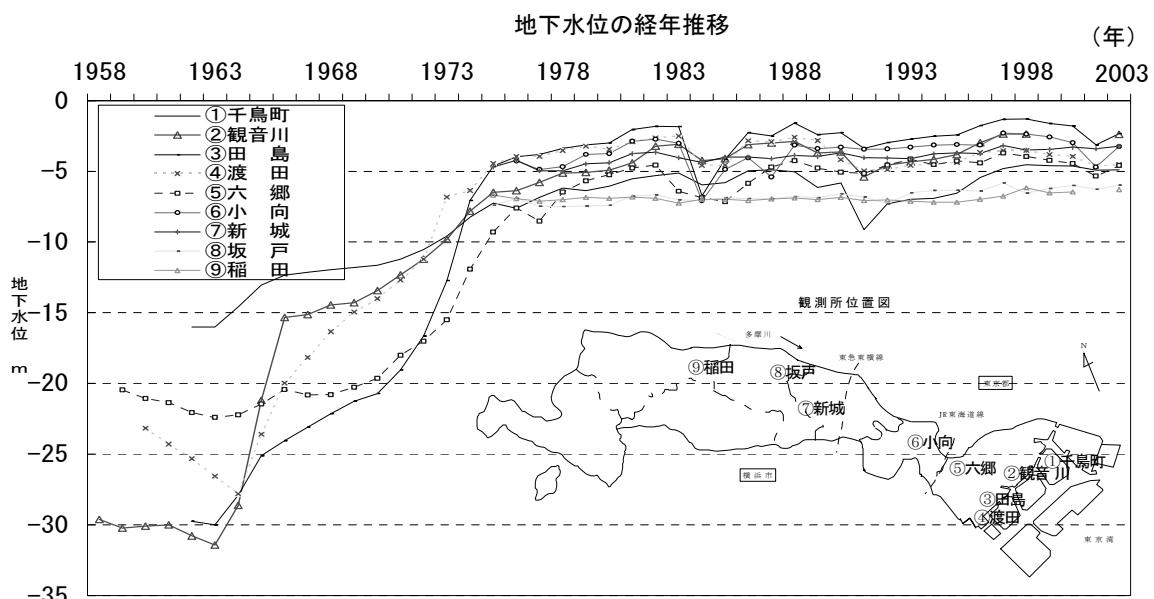
● 地下水位

観測井の設置当時の1960年代は-30~-20mの水位を示していましたが、1960年代半ば以降上昇し始め、1970年代半ばからは-5m前後の水位を維持して現在に至っています。2003年度は、前年に比べて+0.02~+1.44mの水位変化を示しました。なお、地盤沈下の前兆現象となる地下水の塩水化状況は、2003年度は大きな変動はありませんでした。

● 地下水揚水量

市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づき揚水量50m³/日以上の工業用、建築物用井戸及び親水・散水井戸については報告を求めていました。市内の総揚水量は、2003年度は約142,000m³/日で、前年より約13,300m³/日の増加でした。経年的には、水道事業以外の揚水量は1965年以降大幅に減少しています。本市の地下水揚水量の特徴は、多摩区の生田浄水場において、市内地下水総揚水量の9割以上を上水道及び工業用水道の水源として揚水していることです。

浄水場の揚水地区は、多摩川に沿って、良好な水質と豊富な伏流水が帯水層として分布しており、また、地盤が砂礫質とよいため、地盤沈下の心配はありません。



主な施策の概要

具体的施策名	2003（平成15）年度実績	2004（平成16）年度計画等
--------	----------------	-----------------

I-3-1 土砂災害の防止

I-3-1-1 斜面崩壊、土砂流出の未然防止対策の推進

急傾斜地崩壊防止対策の推進 【ま：開発指導課】	<input type="checkbox"/> 急傾斜地崩壊危険箇所：160区域 （自然斜面地152区域〔急傾斜地法対象、知事指定77区域、未指定区域75区域〕・人工斜面地8区域） <input type="checkbox"/> 急傾斜地崩壊防止工事実施数：宿河原他7か所（77か所中、74か所で工事着手し、3か所は民間開発で開発済み。そのうち、68か所が概ね工事完了）	
総合的な治水対策の推進 【建：河川課】	<input type="checkbox"/> 河川改修実施延長 ・平瀬川支川：38m（累計 1,231m） ・片平川： 40m（累計 2,355m）	<input type="checkbox"/> 河川改修実施延長 ・平瀬川支川：82m

I-3-2 土壤の保全

I-3-2-1 土壤汚染の未然防止の推進

法・条例に基づく事業者等への有害物質等の地下浸透の禁止、水道水源地域における有害物質等の排出抑制等に向けた指導の実施 【環：環境対策課】	<input type="checkbox"/> 指導件数：一件	<input type="checkbox"/> 指導予定件数
---	----------------------------------	---------------------------------

I-3-2-2 土壤の保全・活用の推進

公共施設や民間施設においてできるだけ自然の土を残すための要請の実施 【環：環境評価室】	<input type="checkbox"/> 舗装面積	
建設工事等においてできるだけ表土の保全・活用を図るための要請の実施 【環：環境評価室】	<input type="checkbox"/> 要請件数： 件	

I-3-2-3 汚染土壤の処理対策の推進

土壤汚染対策法、市条例に基づく汚染土壤の処理対策の指導の実施 【環：環境対策課】	<input type="checkbox"/> 調査報告件数：43件（累計376件） <input type="checkbox"/> 処理対策報告件数：24件（累計118件）	引き続き指導を実施
---	--	-----------

I-3-3 地盤沈下の防止

I-3-3-1 過剰な揚水の規制

工場等に対する地下水揚水規制の徹底と指導の実施 【環：環境対策課】	<input type="checkbox"/> 届出事業場数：43件（+2件） <input type="checkbox"/> 揚水規制対象井戸数：81本（+7本） <input type="checkbox"/> 1日当たりの平均揚水量： 約142,000m ³ (+13,300m ³)	引き続き実施
地下の掘削、地下水の揚水を伴う工事等による地下水影響防止の向けた指導の実施 【環：環境対策課／環境評価室】	<input type="checkbox"/> 指導件数： ・工事による地下水影響防止技術指針作成に向けた準備	・工事による地下水影響防止技術指針作成

I-3-3-2 地盤沈下状況の把握

地盤沈下の監視（精密水準測量、地下水位観測、地層収縮の観測等調査）の継続 【環：環境対策課】	<input type="checkbox"/> 精密水準測量 測量延長：186km、水準点：248点 <input type="checkbox"/> 地下水位の常時観測の観測結果 <input type="checkbox"/> 地下水塩水化等調査（9か所）の観測結果	引き続き実施
地質調査資料の収集・整理による地質構成の把握 【環：環境対策課】	地盤図集の資料収集を継続	地盤図集の資料収集の継続

具体的施策名	2003（平成15）年度実績	2004（平成16）年度計画等
I-3-3-3 地下水の涵養の推進		
地下水の賦存量を確保するため の雨水の地下浸透の推進 【環：環境対策課】	雨水浸透施設設置技術指針の検討	引き続き実施 雨水浸透能調査の実施

I-3-3-2 地盤沈下状況の把握

地下水保全計画に基づく総合的 かつ計画的な地盤環境（地下水を 含む）の保全 【環：環境対策課】	「川崎市地下水保全計画」に基づき、地下水保 全計画推進委員会を開催し、推進委員相互の連 携と協力により地盤環境（地下水を含む）の保 全を推進	引き続き実施
--	---	--------

■化学物質

化学物質

- 計画目標**　・有害な化学物質が適正に管理され、環境汚染が生じていないこと
 ・ダイオキシン類の環境濃度が環境基準に適合していること

現 状

■ 指標：ダイオキシン類の環境基準達成率（達成率100%を目指す。）【再掲】

● 大気

一般環境3地点及び市のごみ処理センター周辺32地点で調査を実施し、すべての地点で大気環境基準を達成していました。

● 公共用水域

・水質

河川8地点及び海域7地点で調査を実施し、すべての地点で水質環境基準を達成していました。

・底質

河川6地点及び海域7地点で調査を実施し、すべての地点で底質環境基準を達成していました。

● 地下水質

井戸3地点で調査を実施し、すべての地点で水質環境基準を達成していました。

● 土壌

公園12地点で調査を実施し、すべての地点で土壌環境基準を達成していました。

■ 指標：ダイオキシン類以外の有害な化学物質の環境基準達成率

● 大気の汚染に係る有害な化学物質【再掲】

- 二酸化窒素は、18測定局中11測定局（一般局7局、自排局4局）で環境基準を達成（達成率：61%）しました。
- 二酸化硫黄は、環境基準の長期的評価は一般局9局すべてで達成（達成率：100%）しましたが、短期的評価は一般局9局中5局で達成（達成率：56%）していません。
- オキシダントは、すべての測定局で環境基準を達成（達成率：0%）していません。
- 一酸化炭素は、すべての測定局で達成（達成率：100%）しました。
- ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンは、4測定地点すべてで環境基準を達成（達成率：100%）しました。

● 水質の汚濁に係る有害な化学物質【再掲】

- 河川・海域の公共用水域では、シアン、カドミウム等の健康項目は、すべての測定地点で環境基準を達成（達成率：100%）しました。
- 地下水では、揮発性有機化合物が91地点中70地点（達成率：77%）で、全シアン、カドミウム等が46地点中36地点（達成率：78%）で、農薬は39地点すべて（達成率：100%）で環境基準を達成しました。

● 土壌の汚染に係る有害な化学物質【再掲】

土壌については、公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づき、事業者又は土地所有者が土壤調査を実施し、市に報告した件数は43件で、そのうち、23件で環境基準を超える汚染が認められました。

主な施策の概要

具体的施策名	2003（平成15）年度実績	2004（平成16）年度計画等
--------	----------------	-----------------

I-4-1 事業所における化学物質の自主管理の促進

I-4-1-1 自主管理体制の整備の促進

事業所等における化学物質の自主管理体制の整備、自主管理目標の設定及び自主管理マニュアルの作成の促進 【環：化学物質対策課】	<input type="checkbox"/> 自主管理体制、自主管理目標、自主管理マニュアルの整備状況（事業場数） 市条例に基づき34事業所に訪問、ヒアリングした結果 ・自主管理体制の整備：26事業所 ・自主管理目標の設定：21事業所 ・自主管理マニュアルの作成：17事業所	アンケート調査の実施を予定
--	---	---------------

I-4-1-2 自主管理に関する情報提供の促進

特定事業場による自主管理目標、自主管理マニュアル等に関する自主的公表の促進 【環：化学物質対策課】		アンケート調査の実施を予定
--	--	---------------

I-4-2 市による化学物質対策の充実

I-4-2-1 化学物質に関する実態把握と情報提供

事業所における化学物質の管理状況、環境濃度等の実態把握と公表の推進 【環：化学物質対策課】	<input type="checkbox"/> 事業所における化学物質の管理状況は【I-4-1-1】参照	<input type="checkbox"/> 事業所における化学物質の管理状況は【I-4-1-1】参照
市のごみ焼却施設からの有害化物質の排出状況の把握と公表 【環：処理計画課】	<input type="checkbox"/> 有害化学物質の排出状況の把握 大気関係：6回／年 水質関係：12回／年 <input type="checkbox"/> 公表 各ごみ焼却施設で閲覧可能	2003年度実績と同様に実施

I-4-2-2 事業所等に対する指導及び監視の強化

市条例、PRTR法等に基づく、事業所等における化学物質の適正管理に向けた指導・助言の推進 【環：化学物質対策課】	<input type="checkbox"/> 立入事業所数：34件（+26件） <input type="checkbox"/> PRTR法の届出に関する事業者講習会：1回	<input type="checkbox"/> 予定 ・立入については引き続き実施
有害化学物質の事故時の対応 【環：環境対策課】	<input type="checkbox"/> 有害化学物質に係る事故発生件数 ・大気関係：0件 ・水質関係：0件	
有害化学物質による汚染等防止のための適正な廃棄物処理の徹底 【環：処理計画課／廃棄物指導課】		

I-4-2-3 調査・研究の充実

公害研究所の調査研究体制の整備の推進 【環：公害研究所】	有害大気汚染物質、内分泌擾乱化学物質等に関する調査研究のほか、環境省の地域密着型環境研究事業に参画し、独立行政法人3研究機関との共同研究としてディーゼル車排ガス等による局地汚染対策研究を実施	化学物質に関する調査研究の推進・充実化を図るとともに、前年度に引き続き国の独立法人研究機関との共同研究を実施
---------------------------------	---	--

具体的施策名	2003（平成15）年度実績	2004（平成16）年度計画等
--------	----------------	-----------------

I-4-2-4 未規制化学物質対策の推進

学識経験者による必要に応じた検討と適正な対応の実施 【環：化学物質対策課】	※実施状況 ・化学物質対策検討委員会：3回	□予定 引き続き開催
--	--------------------------	---------------

I-4-3 リスクコミュニケーションの推進

I-4-3-1 情報交換の推進

化学物質と環境に関する講習会や説明会等の定期的な開催による市民、事業者、行政の情報交換の推進 【環：化学物質対策課】	レスポンシブルケア川崎地区集会で川崎市における化学物質排出量等について説明	「化学物質と環境」をテーマとしたセミナーを事業者対象、市民対象それぞれ1回ずつ開催する。
市民、事業者、行政によるリスクコミュニケーションの場の設定 【環：化学物質対策課】	「川崎市化学物質に関するリスクコミュニケーションを進める会」の開催：3回	□予定 引き続き開催
多様な手段による化学物質の有害性等に関する情報の提供 【環：化学物質対策課】	□広報や市のホームページ等を活用した情報提供数： （内訳）・ホームページによる 提供件数：10件 ・環境情報：4件 ・市政だより：2件	□予定 引き続き実施

I-4-4 ダイオキシン類・内分泌攪乱化学物質等に係る対策の推進

I-4-4-1 ダイオキシン類対策の推進

市条例や関係法令に基づく指導・監視の徹底 【環：化学物質対策課】	□対象工場・事業場数 ・大気関係：42件（-6件） ・水質関係：26件（-6件） □届出件数：73件（+20件） □立入調査件数：大気関係：5件（+1件） 水質関係：5件（-6件）	□対象工場・事業場数 ・大気関係：42件 ・水質関係：26件 □立入調査（測定）予定期数 ・大気関係：10件 ・水質関係：5件
市のごみ焼却施設周辺を含む環境中のダイオキシン類濃度の実態把握の推進 【環：化学物質対策課】	□調査状況 ・大気：35地点 ・公共用水域：水質：15地点、 底質：13地点 ・地下水質：3地点 ・土壤：12地点	□調査計画（予定） ・大気：35地点 ・公共用水域：水質：13地点 底質：8地点 ・地下水質：3地点 ・土壤：12地点
廃棄物焼却施設の解体工事における周辺環境への汚染の未然防止と解体工事に伴う廃棄物の適正処理について、要綱に基づく指導・監視の徹底 【環：化学物質対策課／環境対策課／廃棄物指導課】	□解体件数（指導件数）：25件（+19件）	

I-4-4-2 内分泌攪乱化学物質等に係る対策の推進

環境中の内分泌攪乱化学物質濃度等の実態調査の推進 【環：化学物質対策課】	□調査状況 ・大気：4地点（14物質中6物質検出） ・水質：14地点（24物質中、河川5物質、 海域4物質検出） ・底質：13地点（24物質中、河川底質10物質、 海域底質13物質検出）	□調査計画（予定） ・大気：4地点（14物質） ・水質：12地点（16物質） ・底質：8地点（19物質）
内分泌攪乱化学物質等に関する情報の収集と提供の推進 【環：化学物質対策課】	□情報提供状況 環境調査結果をインターネットの市のホームページ（環境局公害部）に掲載	□予定 引き続き実施
ゴルフ場、公園、街路樹等への農薬の適正使用の指導の実施 【環：公園管理課／化学物質対策課】	□指導の実施状況 ゴルフ場農薬の使用状況の把握	□予定 引き続き実施

■騒音・振動

騒 音

計画目標 ・環境基準等に適合していること

現 状

■ 指標：騒音の環境基準等の達成率（達成率100%を目指す。）

● 道路交通騒音

騒音に係る環境基準（道路に面する地域）の適合状況は、15路線の背後地を含めた21地点のうち、すべての時間帯で環境基準に適合していたのが5地点（24%）であり、12地点（57%）がすべての時間帯で超過していました。特に、道路端（16地点）の夜間の時間帯については、すべての地点で環境基準を超過していました。

また、騒音の環境基準（道路の面する地域）については、騒音規制法による常時監視の事務に関する処理基準において、環境基準を超える騒音に暴露される住居等の戸数やその割合を把握することとされています。

評価を行った5路線5評価区間についてみると、評価区域内の住居における環境基準の適合状況は、昼間で概ね高い適合率が得られたものの、夜間では路線によって適合率が低くなっています。

騒音に係る環境基準の適合戸数及び割合

道 路 名 称	測 定 場 所	車線	評価区域 面積 (m ²)	建物 数	住戸数		環境基準適合状況					
							近接空間			総 計		
					昼 間	夜 間	適合戸数	適合率 (%)	適合戸数	適合率 (%)	適合戸数	適合率 (%)
主要地方道 横浜上麻生線	麻生区下麻生 635付近	上り	15,000	69	19	76	19	100	17	89%	76	100%
		下り	13,500	27	31	60	31	100	27	87%	60	100%
県道 大田神奈川線	幸区北加瀬3-1付近	上り	16,500	58	87	153	75	86	59	68%	141	92%
		下り	14,250	59	107	289	72	67	71	66%	241	83%
県道 川崎町田線	幸区柳町5付近	上り	11,250	81	101	181	101	100	46	46%	181	100%
		下り	11,250	62	113	242	113	100	38	34%	242	100%
市道 小杉菅線	多摩区宿河原5-11-20付近	上り	12,750	44	13	71	13	100	10	77%	38	54%
		下り	12,750	52	43	99	43	100	36	84%	99	100%
主要地方道 横浜生田線	狪前区菅生5-5-5付近	上り	26,000	80	76	200	39	51	19	25%	163	82%
		下り	26,000	25	22	167	8	36	6	27%	151	90%

※昼間：6時～22時、夜間：22時～6時

自動車騒音に係る要請限度に関する騒音の測定は、11路線11地点で行っています。その結果、すべての時間帯で限度内が8地点（73%）、いずれかの時間帯で限度内が1地点（9%）、すべての時間帯で限度を超過している地点は2地点（18%）ありました。

● 鉄道騒音

鉄道騒音については、6路線13地点で測定しました。騒音に係る環境基準が定められている新幹線は1地点で測定し、基準に適合していました。

● 一般環境騒音

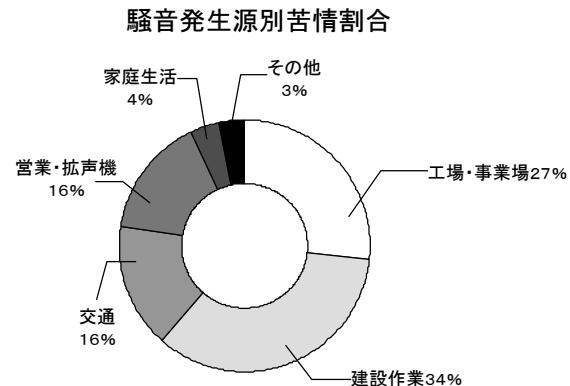
市内の一般地域における環境基準の適合状況を把握するため、「騒音に係る環境基準の評価マニュアルⅢ.地域評価（一般地域）」（2000年、環境省）に基づき、川崎市都市基本図のメッシュ（60か所）により騒音の測定を行っています。2003年度は、川崎区内の9か所を対象に測定を行いました。

その結果、昼間の時間帯では4か所（44%）で環境基準を超過しており、また、夜間の時間帯では6か所（67%）で超過していました。

● 苦情の状況

2003 年度に寄せられた騒音に関する苦情の件数は 218 件で、苦情全体の 56% を占めており、前年度と比較すると 13% 減少しました。

発生源別に見ると、建設作業、工場・事業場、営業・拡声器の順となっています。



騒音苦情の発生件数経年推移

(単位：件)

年 度	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
苦情件数	186	121	140	134	155	111	168	250	218

振 動

計画目標 ・ 環境保全水準等に適合していること

現 状

■ 指標：振動の環境保全水準等の達成率（達成率 100%を目指す。）

● 道路交通振動

道路交通振動の要請限度（道路交通振動の環境保全水準）に関する測定は、5路線5地点で行いました。その結果、測定したすべての地点の全時間帯で要請限度内でした。

● 鉄道振動

鉄道振動は、鉄道騒音測定と同じ6路線 13 地点で測定を行いました。

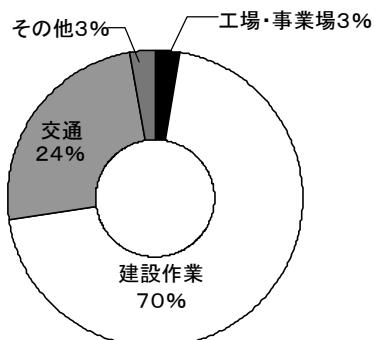
「環境保全上緊急を要する新幹線振動対策」で指針値が定められている新幹線は指針値以内でした。

● 苦情の状況

2003 年度に寄せられた振動に関する苦情件数は 70 件で、苦情全体の 18% を占めており、前年度と比較して 12% 減少しました。

発生源別に見ると、建設作業が 70% を占めており、以下交通、工場・事業場の順となっています。

振動発生源別苦情割合



振動苦情の発生件数経年推移

(単位：件)

年 度	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
苦情件数	39	25	28	24	20	18	44	80	70

主な施策の概要

具体的施策名	2003（平成15）年度実績	2004（平成16）年度計画等
I-5-1 交通機関における騒音・振動の防止		
I-5-1-1 自動車・鉄道等の発生源対策の推進		
自動車交通量の抑制 環境に配慮した自動車利用についての普及啓発の推進 【環：交通環境対策課】	□普及啓発の実施状況：－	【I-1-1-2、I-1-1-3 施策参照】
道路舗装の維持管理と低騒音舗装の導入の推進 【建：維持課】	□低騒音舗装の導入延長 ・市南部地域道路環境対策における低騒音舗装の導入延長：1,765m	□低騒音舗装の導入予定 事業なし
鉄道事業者等に対する点検整備の徹底、軌道敷の改良等の騒音・振動防止対策の促進の要請 【環：交通環境対策課】	□鉄道事業者への要請：5件（+1件） □道路管理者への要請：11件（-3件）	
航空機騒音調査の実施 【環：交通環境対策課】	川崎区上空を飛行する東京国際空港の離陸機や中部及北部地域における航空機騒音の観測 □観測地点数：4地点	□観測予定地点数：3地点

I-5-2 事業活動による騒音・振動の防止

I-5-2-1 工場等の発生源対策の推進

工場等に対する規制・監視・指導の徹底 【環：環境対策課】	□立入指導件数（法・条例）：172件（+74件） □届出審査件数（法）：195件（-43件） □工場・事業場数（法） ・騒音規制法の特定施設：9,262（+152） ・振動規制法の特定施設：4,873（-73）	監視・指導の継続
建設作業における騒音及び振動対策の推進 【環：環境対策課】	□指導件数：42件（-68件） □届出件数：776件（+130件） □苦情件数：騒音 76件（-18件） 振動 49件（-4件）	監視・指導の継続
開発行為に対する工事影響の防止 【環：環境対策課】	□指導件数：12件（+5件） □届出件数：151件（+26件） □苦情件数：上欄の件数に含まれる。	監視・指導の継続
屋外作業、建物解体に対する騒音振動対策の推進 【環：環境対策課】	□指導件数：89件（+34件） □苦情件数：工場等及び建設作業に含まれる。	監視・指導の継続
公害防止資金融資要綱の有効活用による公害防止対策の推進 【環：企画指導課】	【I-1-2-3 施策参照】	【I-1-2-3 施策参照】

I-5-3 近隣騒音・生活騒音の防止

I-5-3-1 近隣騒音対策の推進

営業活動に伴うカラオケ騒音、拡声機騒音等の防止 【環：環境対策課】	□指導件数：53件（+21件） 飲食店等に対する監視指導	監視・指導の継続
大型小売店における夜間小売営業による外部騒音の防止 【環：環境対策課】	□指導件数：2件（±0件） □届出件数：2件（±0件）	監視・指導の継続

I-5-3-2 生活騒音対策の推進

「生活騒音対策に関する指針」による助言、指導等の実施 【環：環境対策課】	□測定器の貸出：33件（+4件） イベント等における生活騒音防止パネル、測定器の展示	監視・指導の継続
---	---	----------

生活騒音

住宅内及びその周囲において、家庭用機器、住宅用設備又は音響機器から発生する騒音その他の日常生活に伴って発生する騒音をいう。

具体的施策名	2003（平成15）年度実績	2004（平成16）年度計画等
--------	----------------	-----------------

I-5-4 騒音・振動の監視

I-5-4-1 環境騒音実態調査の実施

環境騒音実態調査の実施 【環：環境対策課】	□調査状況 一般騒音について、2001年度より3か年計画で市内全域を実施の予定 2003年度は川崎区内の9か所で実施	□調査の予定 市内全域を対象とした評価及び検証の実施
自動車騒音・振動調査の実施 【環：交通環境対策課】	□調査状況 ・騒音調査：16地点（-2件） ・振動調査：5地点（-5件）	□調査予定 ・騒音調査：16地点 ・振動調査：5地点
鉄道騒音・振動調査の実態調査の実施 【環：交通環境対策課】	□調査状況 ・調査地点：13地点（±0件）	□調査予定 ・調査地点：11地点

■建造物影響

電波

計画目標 ・ 良好的な映像が保たれていること

電波障害

電波障害とは、中高層建築物等により周辺住宅においてテレビ電波等の受信に障害が生じる現象をいう。

環境影響評価（環境アセスメント）

環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業について、その事業の実施に当たりあらかじめその事業の環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づきその事業について適正な環境配慮を行うこと。川崎市では、全国に先駆けて環境影響評価に関する条例を制定している。

ビル風害

ビル風害は、高層建築物周辺で風向きが変化するとともに風力が一段と強くなる現象をいい、特に強風時に大きな影響が生じる。

ビル風

計画目標 ・ ビル風害が抑制されていること

現状

■ 指標：建造物影響に関する苦情件数（2000年現在より増加させないことを目指す。）

近年は、複数の建築物によって複合的なテレビ受信障害が生じるケースもみられています。これらに対しては、原因者負担により、①受信アンテナの改善、②共同受信施設の設置等の措置が実施されています。

2003年度に「中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例」に基づき指導した相談・苦情件数は428件で、前年度に比べ95件増加し、2000年度に比べ115件増加しました。

また、2003年度に環境影響評価条例に基づき審査した件数は10件でした。

ビル風

計画目標 ・ ビル風害が抑制されていること

現状

■ 指標：建造物影響に関する苦情件数（2000年現在より増加させないことを目指す。）

市域は、春一番や台風時等を除けば、一般的な場所で年間平均風速は2.4m／秒（1996年度）程度であり、とりわけ風が強いという地域ではありませんが、高層建築物のまわりでは強風時においてビル風害のおそれが懸念されています。

このため、環境影響評価条例の対象事業では、立地場所の地形や類似事例等を分析した上で、防風ネット、防風植栽等によるビル風の緩和対策を講じています。2003年度に審査した件数は3件でした。

日 照

計画目標 ・住環境に著しい影響が生じていないこと

現 状

■ 指標：建造物影響に関する苦情件数（2000年現在より増加させないことを目指す。）

建築物等による日照問題については、建築基準法、川崎市建築基準条例等に基づく日影規制によるほか、環境影響評価条例の対象となる建築物では日影図等を作成し、周辺環境に著しい影響を及ぼさないような配慮を講じることとしています。2003年度に環境影響評価条例に基づき審査した件数は10件でした。

また、日照問題相談員制度を設置し、市民相談の一環として、毎週日照問題の相談を受け付けております（2004年4月からはまちづくり相談業務に統合）。2003年度に日照問題に関して受けた件数は36件で、前年度に比べ19件減少し、2000年度に比べ21件減少しました。

光 害

計画目標 ・周辺環境に配慮した適切な屋外照明とすること

現 状

■ 指標：建造物影響に関する苦情件数（2000年現在より増加させないことを目指す。）

人工光による光公害については、1998年3月に環境庁（現環境省）が屋外照明の光害対策ガイドラインを策定し、地方自治体をはじめ、施設管理者、施設整備者、照明機器メーカー、広告物製造メーカー、市民等への普及啓発に努めるものとしています。

市では、屋外広告物条例で激しく点滅する装置を使用しないよう規制しています。なお、2003年度は光害に関する苦情の報告はありませんでした。

光害

照明器具から漏れた光や必要な範囲を照らす光によって、周辺環境に好ましくない影響を与えている状況のことと光害（ひかりがい）という。主な影響としては、居住者、歩行者、交通機関、天体観測といった人間の生活及び諸活動への影響や野生生物や農作物への影響があげられる。

主な施策の概要

具体的施策名	2003（平成15）年度実績	2004（平成16）年度計画等
--------	----------------	-----------------

I-6-1 建造物影響の防止

I-6-1-1 電波障害の防止

テレビ電波受信障害を解消する措置に関する助言・指導の実施 【ま：まちづくり調整課】	口テレビ電波受信相談件数：428件（+95件） 助言・指導を継続	
中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例に基づく指導の実施 【ま：まちづくり調整課】	口届出件数：211件（-37件） 継続実施	
環境影響評価に関する条例に基づく審査における受信対策への要請 【環：環境評価室】	口審査件数：10件（+5件） 継続実施	

I-6-1-2 ビル風害の防止

環境影響評価に関する条例に基づく審査におけるビル風害防止への要請 【環：環境評価室】	口審査件数：3件（+1件） 継続実施	
---	-----------------------	--

具体的施策名	2003（平成15）年度実績	2004（平成16）年度計画等
--------	----------------	-----------------

I-6-1-3 日照不足による影響の防止

日照の関係法令に基づく規制・指導の徹底 【ま：まちづくり調整課】	□指導件数	継続実施
日照問題相談員制度の運用の実施 【ま：まちづくり調整課】	□運用状況 ・相談件数：36件（-19件）	日照問題相談員制度は2003年度で廃止。 2004年度から、まちづくり相談業務に統合。
環境影響評価に関する条例に基づく審査における日照問題防止への要請 【環：環境評価室】	□審査件数：10件（+5件）	継続実施

I-6-1-4 光害の防止

光害ガイドラインに基づく環境に配慮した屋外照明の設置の指導 【環：環境対策課】	□指導件数：0件（±0件）	継続実施
環境影響評価に関する条例に基づく審査における光害防止への要請 【環：環境評価室】	□審査件数：0件（±0件）	継続実施
屋外広告物条例により激しく点滅する装置の使用規制 【建：路政課】	□規制件数 一	継続実施